○厚生労働省告示第二百四十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十九条並びに酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）第十二条第三項及び第二十八条の規定に基づき、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十年六月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示

（安全衛生特別教育規程の一部改正）

第一条　安全衛生特別教育規程（昭和四十七年労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育） **第二十三条**　（略） 2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。 （略） 3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	（ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育） **第二十三条**　（略） 2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。 （略） 3　第一項の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。
科目 / 範囲 / 時間 （略） 労働災害の防止に関する知識 / 墜落による労働災害の防止のための措置　墜落制止用器具及び保護帽の使用方法並びに保守点検の方法 / 一時間 （略）	科目 / 範囲 / 時間 （略） 労働災害の防止に関する知識 / 墜落による労働災害の防止のための措置　安全帯及び保護帽の使用方法並びに保守点検の方法 / 一時間 （略）
科目 / 範囲 / 時間 ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置 / ロープ高所作業の方法　墜落による労働災害の防止のための措置　墜落制止用器具及び保護帽の取扱い / 二時間 （略）	科目 / 範囲 / 時間 ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害の防止のための措置 / ロープ高所作業の方法　墜落による労働災害の防止のための措置　安全帯及び保護帽の取扱い / 二時間 （略）
（墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務に係る特別教育） **第二十四条**　安衛則第三十六条第四十一号に掲げる業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものとする。 2　前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行うものとする。	（新設）
科目 / 範囲 / 時間 作業に関する知識 / 作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法　作業に用いる設備の点検及び整備の方法　作業の方法 / 一時間	